

## 東浦中学校・東浦文化広場基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的及び業務内容の概要

#### (1) 事業の目的

本業務は、公共施設ごとの現状や課題の整理、今後のあり方等を検討し、公共施設再編の方針を示す計画である東浦町公共施設再配置計画（以下「再配置計画」とする。）を基に、モデル事業と位置付けている東浦中学校・東浦文化広場において将来にわたり持続可能な公共施設を実現するため、東浦中学校・東浦文化広場基本構想を踏まえ、施設整備に係る基本計画の策定支援を委託するものである。

#### (2) 業務内容の概要

##### ア 業務名

東浦中学校・東浦文化広場基本計画策定支援業務

##### イ 業務内容

別紙、「東浦中学校・東浦文化広場基本計画策定支援業務仕様書（以下、仕様書という。）」のとおり

##### ウ 予定履行（契約）期間

契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 12 日（金）まで

##### エ 事業費の上限額

20,180,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 2 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由及びその導入効果

発注する業務に適合した具体的な計画の構成、取組体制等の提案を多角的に審査でき、最も適切な技術力、創造力、経験等を有する受注者を選定することができる。また、受注者の専門的な知識や技術により、円滑な策定作業や東浦町の地域性に応じた計画の策定が効果として期待できる。

### 3 事業スケジュール

(1) 公募開始	2025 年 7 月 18 日（金）
(2) 参加の表明受付期限	2025 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで
(3) 質問書の受付期限	2025 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで
(4) 質問書に対する回答	2025 年 8 月 20 日（水）
(5) 提案書等の提出期限	2025 年 9 月 16 日（火）午後 5 時まで
(6) プレゼンテーション	2025 年 9 月 29 日（月） 2025 年 9 月 30 日（火）※予備日
(7) 審査結果通知	2025 年 10 月 2 日（木）頃
(8) 仕様書協議	2025 年 10 月 3 日（金）頃※受注候補者のみ
(9) 入札審査会	2025 年 10 月 21 日（火）
(10) 契約締結	2025 年 11 月 12 日（水）

#### 4 選定方法

提案書等による公募型プロポーザル方式の選考とする。

#### 5 参加資格

- (1) プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - ア 本事業の公募開始日から契約締結日までの間において、本町の入札参加資格者名簿に登録され、本町から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になっていないこと。
- (2) 過去 10 年間に地方公共団体が発注する複合施設における基本構想又は基本計画の策定支援業務について受注実績を有すること。

#### 6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合、失格となる場合がある。

- (1) 提案書の提出方法、提出期限等が実施要領に適合しないもの
- (2) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 「8 提案書作成要領」に適合しないもの
- (5) 見積価格が事業費の上限額を超えているもの
- (6) 本町の職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (7) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (8) プレゼンテーションに参加しなかったもの

#### 7 応募期間及び申込方法

「プロポーザル参加表明書（様式 8）」を提出することにより、参加の意思表示を行うこと。なお、参加表明書を提出後、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

- (1) 提出方法  
事務局に電子メールで提出すること。
- (2) 参加表明書の送付先  
zaisei@town.aichi-higashiura.lg.jp  
なお、件名に「【東浦中学校・東浦文化広場基本計画】（提案事業者名）」を入力し、送信後に必ず電話（0562-83-3111（代表）財政経営課内線 224）で受信確認を行うこと。
- (3) 提出期限  
2025 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）

## 8 提案依頼の内容

### (1) 提案の内容

提案は、仕様書に基づき、1事業者1案とし、内容は分かり易く簡潔なものとする。

### (2) 提案書等の様式

様式名		様式	提出部数
ア	提案書の提出について	様式1	正本 各1部 (片面)
イ	会社概要（会社説明パンフレット等がある場合は、様式に添付すること。）	様式2	
ウ	業務実績	様式3	
エ	業務実施体制	様式4	正本 各1部 (片面) 副本 各9部 (両面・ 複写可)
オ	サポート体制等の組織体制表	任意様式	
カ	予定技術者の経歴等	様式5	
キ	本業務の実施方針（方針及び手順）に関する提案書	任意様式	
ク	東浦中学校に今後求められるニーズを的確にとらえ、社会体育施設等との複合を目指すための工夫がされた提案であるか	任意様式	
ケ	保護者・生徒・周辺住民・関連団体・利用者等の意見を的確に把握、反映できる方法が提案されているか	任意様式	
コ	中学校と体育館の複合施設として、効果的・効率的な供用や管理運営に関する考え方の提案がされているか	任意様式	
サ	上記提案のほか、本事業を財政面をも踏まえたうえで、より効果的にするための独自の提案	任意様式	
シ	実施スケジュール	任意様式	
ス	費用見積書	様式6	

### (3) 提案書等の提出

#### ア 提出方法

事務局に持参又は郵送で提出すること。また、文書等のデータについて、電子媒体等で提出すること。なお、期限までに正本、副本及びデータの提出が無い場合は、プロポーザル参加表明書の提出があったとしても、辞退したものとしてみなす。

#### イ 提出期限

2025年9月16日（火）午後5時まで（必着）

## 9 提案書作成要領

### (1) 記入上の注意事項

- ア 指定の様式がある場合は、指定の様式によること。
- イ 文字の大きさは、10ポイント以上とすること(ただし図中は適用しない。)
- ウ 提出する書類の規格はA4判縦片面刷りとし、片綴じとする。
- エ 技術提案(ク、ケ、コ及びサ)に係る任意様式については、合計でA4判10頁以内とする。なお、その他の任意様式(オ、キ及びシ)については、それぞれA4判2枚以内とする。
- オ 必要に応じてA3判を使用する場合はA4判2枚扱いとする。なお、表紙、及び目次は頁に含まない。
- カ 刷色は多色刷りとし、文字の見やすさや内容の分かりやすさに配慮すること。
- キ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別でき得る情報(企業名、ロゴ、製品名等)を含まないこと。

### (2) 閲覧可能な資料

	資料名等	閲覧場所	備考
ア	東浦町公共施設再配置計画	ホームページから閲覧可能	<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/13535.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/13535.html</a>
イ	東浦町公共施設等総合管理計画		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/10602.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/10602.html</a>
ウ	東浦町公共施設個別施設計画		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/10603.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/10603.html</a>
エ	公共施設マネジメントの取り組みについて		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/index.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/index.html</a>
オ	東浦中学校・東浦文化広場基本構想		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/saihentorikumi/14048.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/koukyoushisetsu/saihentorikumi/14048.html</a>
カ	東浦町PPP/PFI手法導入優先的検討規程		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/pppfi/index.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/zaisei/shisetsu/gyomu/pppfi/index.html</a>
キ	東浦町オープンデータ各種		<a href="https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/gyosei/johokokai/opendata/index.html">https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/gyosei/johokokai/opendata/index.html</a>

(3) 提案者から依頼のあった場合に提示可能な資料

	資料名等	閲覧場所	備考
ア	耐久度調査結果	財政経営課窓口	東浦中学校第2屋内運動場のみ
イ	その他必要な資料	内容に応じて提供、閲覧又は貸与等を判断します。	

(4) 質疑応答等

ア 質問の方法

「質問・回答表」(様式7)を利用し、電子メールにて行うこと。

イ 質問の送付先

zaisei@town.aichi-higashiura.lg.jp

なお、件名に「【東浦中学校・東浦文化広場基本計画】(提案事業者名)」を入力し、送信後に必ず電話(0562-83-3111(代表)財政経営課内線224)で受信確認を行うこと。

ウ 提出期限

2025年8月8日(金)午後5時まで(必着)

エ 回答

提出された質問についての回答は、2025年8月20日(水)に行う。また、その質問内容及び回答内容について、参加者全てに対し、電子メールで送付する。ただし、実施要領や仕様書の記載内容の確認等の軽易な事項については、その都度個別に回答する。なお、質問の内容によっては、回答しない場合がある。

10 プレゼンテーションの方法等

(1) 実施順番及び実施時間

プレゼンテーションの実施順番は「プロポーザル参加表明書(様式8)」の提出順に行うものとし、実施時間は提案時間20分、質疑応答を20分の合計40分とする。

(2) 会場

東浦町役場本庁舎2階第1会議室(控室は、本庁舎1階相談室1及び本庁舎2階相談室2)

(3) その他

ア プレゼンテーションは、本業務に従事する予定の管理技術者及び担当技術者が行うこと。

イ 会場にはプロジェクタ(HDMIケーブル、電源ケーブル)及びスクリーンを準備するが、提案者による持ち込みも可とする。その場合は事前に事務局まで連絡すること。

ウ プレゼンテーションの日時等詳細については、提案者が確定後、別途連絡する。

エ 不測の事態によりやむを得ずプレゼンテーション方法の変更もしくは中止する場合はすみやかに各提案者に連絡する。

オ プレゼンテーションの出席人数は最大4名までとする。

## 11 審査方法及び審査基準

### (1) 審査の方法等

- ア 町の職員で構成する審査委員会により、各委員が提案について審査を行う。
- イ 審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- ウ 提案内容等を提出書類及びプレゼンテーションから総合的に審査し、合計点数の最も高い提案事業者を当該業務の受注候補者として選定する。なお、当該受注候補者が辞退した場合、参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に抵触した場合は、次に合計点数が高い提案事業者を受注候補者として選定する。
- エ 選定の可否にあたり、最低限満たすべき点数の基準は、合計点数の6割以上とする。
- オ 合計評価点が同点の場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。
- カ 参加者が1事業者の場合でも、プレゼンテーションを実施し、提案内容について評価のうえ、選定の可否を決定する。

### (2) 審査項目・評価基準等

総合評価方式とし、評価項目及び点数配分は次のとおりとする。

#### ア 実施体制及び業務実施方針に関する評価

##### (ア) 同種業務の実績について

##### (イ) 管理技術者及び主たる担当技術者の業務実施体制について

#### イ 企画提案に対する評価

#### ウ プレゼンテーション能力

#### エ 見積金額

$$\text{点数} = 10 \times \text{最低見積金額} / \text{見積金額}$$

※小数点第3位以下、四捨五入とする。

※最低見積金額とは、各参加者から提出のあった見積金額のうち、最低の金額のものをいう。

項目		全体に占める割合	評価基準
1	業務実績	5/100	別紙1参照
2	業務実施体制	10/100	
3	企画提案	業務実施方針	別紙2参照
4		技術提案	
5		提案の実現性	
6	プレゼンテーション能力	10/100	
7	見積金額	10/100	各見積金額を基に算出
合計		100/100	

(3) 審査結果通知

2025年10月2日(木)頃に通知を予定している。

12 契約

- (1) 受注候補者の選定後、契約締結に向けて仕様書の細目について、2025年10月3日(金)頃に事務局と協議を行う。また、協議の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者と協議を行うものとする。
- (2) 受注候補者の選定後、契約の対象となる業務の内容は、提案書に記載された内容及びプレゼンテーション内容等に基づくものではあるが、協議の結果、必要に応じて変更する場合がある。
- (3) 受注者は、入札審査会にて決定する。

13 その他必要な事項

- (1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、町が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された提案書、電子媒体等は、返却しないものとする。
- (4) 提出された提案書及び審査結果の内容等については、原則、公開しないものとする。ただし、東浦町情報公開条例(平成20年東浦町条例第39号)に基づいて、一部又は全部を公開することがある。
- (5) 東浦町は、必要に応じて提出書類を追加または変更し、提出を求めるものとする。
- (6) プロポーザル参加の辞退  
プロポーザル参加表明書を提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届(様式9)」を提出すること。

14 事務局

東浦町 政策企画部 財政経営課 施設再編係  
〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
電話 0562-83-3111(内線224)  
電子メール zaisei@town.aichi-higashiura.lg.jp